

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法に基づき、下記の介護保険業務を実施している。 ①介護保険資格管理 ②要介護及び要支援認定、区分変更認定 ③介護保険料賦課、徴収管理 ④介護保険給付管理 ⑤介護保険滞納事務
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.介護資格ファイル 2.介護保険料ファイル 3.特別徴収ファイル 4.介護認定ファイル 5.介護補足給付ファイル 6.介護負担区分ファイル 7.給付実績ファイル 8.収納情報ファイル 9.滞納情報ファイル 10.口座情報ファイル 11.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二42、61、62、93、94、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条、第33条、第46、47条、第55条(情報提供) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、19、22-2、24-2、25、30、31-2、32、33、43、44、47、55、59-2-3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 廣木 浩	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部企画課	事後	組織改正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年1月29日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項、別表第二1, 2, 3, 4, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 106, 109, 117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第30条, 第32条, 第33条, 第41条, 第43条, 第46条, 第47条	(情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二42, 61, 62, 93, 94, 108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条, 第33条, 第46, 47条, 第55条 (情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 19, 22-2, 24-2, 25, 30, 31-2, 32, 33, 43, 44, 47, 55, 59-2-3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月29日 時点	令和2年1月30日 時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二42, 61, 62, 93, 94, 108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条, 第33条, 第46, 47条, 第55条 (情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 19, 22-2, 24-2, 25, 30, 31-2, 32, 33, 43, 44, 47, 55, 59-2-3条	(情報照会) ・番号法第19条第8号, 別表第二42, 61, 62, 93, 94, 108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条, 第33条, 第46, 47条, 第55条 (情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 19, 22-2, 24-2, 25, 30, 31-2, 32, 33, 43, 44, 47, 55, 59-2-3条	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月30日 時点	令和3年1月25日 時点	事後	